

3. 国指定特別保護地区内行為許可について

国指定特別保護地区(法第 29 条第 1 項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区をいう。本要領において、以下「特別保護地区」という。)内行為許可については、以下の要領により取り扱うものとする。

※ 本要領は国に対する規定である。

【国指定特別保護地区内行為許可取扱要領】

(1) 通則

法第 29 条第 7 項に規定する特別保護地区内行為許可に関しては、法、施行令、施行規則の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

(2) 許可申請書等の様式

法第 29 条第 8 項の規定に基づく許可申請の申請書の様式は、様式 1 のとおりとする。

また、施行規則第 38 条第 4 号りの規定に基づく通知の様式は、様式 2 のとおりとする。

(3) 許可申請等の内容の事前指導

許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が法、施行令、施行規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。

また、施行規則第 38 条第 4 号りの規定に基づく通知書(以下「通知書」という。)は、行為の開始予定日の 30 日前までに地方環境事務所長等に提出するよう指導する。

なお、指導に際しては、行政手続法第 32 条から第 36 条までの規定に留意するものとする。

(4) 許可申請書等の処理

① 特別保護地区(特別保護指定区域を含む。以下同じ。)を管轄する地方環境事務所長等は、許可申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には、相当の期間を定め申請者に補正させた上で、次に掲げる事項について審査し、処理するものとする。

- 1) 行為地及び行為地周辺の状況
- 2) 鳥獣の生息状況
- 3) 施行方法の適否
- 4) 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響
- 5) 許可する場合の条件
- 6) 他法令による処理状況
- 7) その他(土地所有者の諾否、当該申請に係る指導経過等)

② 通知書については、当該通知者が施行規則第 38 条第 4 号りに定められた試験研究機関又は大学もしくは学術研究を目的とする法人であり、かつ、その者が試験研究又は学術調査として行う行為であることを審査すること。

③ 相当の期間を経過しても申請書の不備等が補正されない場合にあつては、速やかに行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 7 条の規定に沿って申請を拒否する処分を行うものとする。

- ④ 行為申請に係る特別保護地区を管轄する地方環境事務所等以外の地方環境事務所等が申請を受け付けた場合には、当該地方環境事務所等は速やかに行為申請に係る特別保護地区を管轄する地方環境事務所等へ申請書を送付するものとする。
- ⑤ 上記処分又は進達は、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあつては、当該補正がなされた日。）から起算して原則として一月以内に行うものとする。

（５）許可に関する審査基準

法第 29 条第 7 項の規定により地方環境事務所長の許可を受ける必要がある行為の区分に応じた許可に関する審査基準は、次のとおりとする。

この基準は、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第 3 項の規定により、地方環境事務所等において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

ただし、以下に定めるすべての要件に該当するものであっても、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に重大な支障があると認められる相当の理由がある場合及び当該行為の当然の帰結として予測され、かつ、当該行為と密接不可分の関係にあることが明らかな行為について不許可となることが確実と認められる場合については、この限りでない。

① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

次の各要件のいずれか一つに該当すること。

- ア) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。
- イ) 当該工作物の設置の方法並びに当該工作物の規模、構造、主要材料及び用途が、設置の行われる土地及びその周辺の土地の区域における鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ウ) 次のいずれかの土地を敷地として建築物を設置すること。
 - a 特別保護地区が新たに指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して 6 月前において現に建築物の敷地であった土地
 - b 特別保護地区が新たに指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地
 - c 現に存する建築物の敷地である土地
 - d a 又は b の土地に隣接する土地（道路又は水路を挟んで接する土地を含む。）

② 水面の埋立て又は干拓

埋立て及び干拓の方法及び規模が、当該行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

③ 木竹の伐採

国指定鳥獣保護区の指定区分ごとに掲げた次の要件に該当すること。

1) 大規模生息地

伐採の方法（時期を含む。以下同じ。）及び範囲が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2) 集団渡来地

伐採の方法及び範囲が、渡り鳥等の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

3) 集団繁殖地

伐採の方法及び範囲が、集団的に繁殖する鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

4) 希少鳥獣生息地

伐採の方法及び範囲が、絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

④ その他政令で定める特別保護指定区域における行為

1) 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、落葉若しくは落枝を採取し、動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること（農林漁業を営むために行うものを除く。）。

次の各要件のいずれか一つに該当すること。

ア) 特別保護指定区域の指定の目的に係る鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護上必要と認められるものであること。

イ) 学術研究その他公益上必要と認められるものであって、当該特別保護指定区域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

2) 火入れ又はたき火をすること。

次の各要件のいずれか一つに該当すること。

ア) 特別保護指定区域の指定の目的に係る鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護上必要と認められるものであること。

イ) 学術研究その他公益上必要と認められるものであって、当該特別保護指定区域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

3) 車馬を使用すること。

次の各要件のいずれか一つに該当すること。

ア) 特別保護指定区域の指定の目的に係る鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護上必要と認められるものであること。

イ) 学術研究その他公益上必要と認められるものであって、当該特別保護指定区域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

4) 動力船を使用すること（漁業又は船舶運航の事業を営むために行うものを除く。）。

次の各要件のいずれか一つに該当すること。

ア) 特別保護指定区域の指定の目的に係る鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護上必要と認められるものであること。

イ) 学術研究その他公益上必要と認められるものであって、当該特別保護指定区域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

5) 犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること。

次のいずれの要件にも該当すること。

- ア) 公益上必要と認められるものであって、当該特別保護指定区域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - イ) 当該動物を特別保護指定区域内に入れる期間が僅少であり、かつ、目的達成後速やかに当該区域から除外できることが明らかなものであること。
- 6) 撮影、録画若しくは録音をし、又は鳥獣の営巣に影響を及ぼすおそれがある方法として環境大臣が定める方法により動植物を観察すること。

次の各要件のいずれか一つに該当すること。

- ア) 特別保護指定区域の指定目的に係る鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護上必要と認められるものであること。
 - イ) 次のいずれの要件にも該当するものであること。
 - a 公益上必要と認められるものであって、当該特別保護指定区域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - b 当該行為を行う期間が僅少であり、かつ、目的達成後速やかに行為者が当該区域から退去することが明らかなものであること。
- 7) 球具その他の器具を利用して、野外スポーツ又は野外レクリエーションをすること。
- 次のいずれの要件にも該当すること。

- ア) 公益上必要と認められるものであって、当該特別保護指定区域以外の地域においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- イ) 当該行為を行う期間が僅少であり、かつ、目的達成後速やかに特別保護指定区域から退出できることが明らかなものであること。

(6) 不許可処分等

許可申請に対し申請の拒否又は不許可の処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。

(7) 許可に際しての条件

- ① 法第29条第10項の規定による条件は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で必要最小限のものとする。
- ② 法第29条第10項の規定により付された条件が履行されない場合は、法第30条第2項の規定による原状回復命令等あるいは法第85条第1項第1号の規定による罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として別表に掲げる例文によるものとする。

(8) 各種行為の主従の判断及び関連行為の取扱い

- ① 工作物を新築しようとする際に木竹の伐採等を伴う場合など、許可申請の際に法第29条第7項に規定する行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。

ただし、工作物の設置を行うための敷地を造成するために水面を埋め立てる場合には、水面の埋立て及び工作物の設置それぞれについて許可を要することとする。また、主たる行為以外の行為として申請されている内容が主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を許可対象行為とする。

- ② 発電所の建設と送電線架設など、一定の計画に基づいて行う関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の申請書に添付させ、全体計画につきその適否を判定することにより、当初の申請に係る行為とその後の申請に係る行為に対する処分が矛盾しないように措置するものとする。

(9) 許可後における内容の変更

施行規則第39条第1項第1号から第7号までに規定する申請内容を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせるものとする。

なお、この場合においては許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号並びに許可に付された条件、その他必要な事項を記載させるものとする。

(10) 報告

地方環境事務所長等は、特別保護地区に係る法第29条第7項の規定に基づく許可及び通知に係る前年度分の状況を様式4により、毎年5月末日までに自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長に報告するものとする。

また、釧路、長野及び那覇自然環境事務所長は、合わせて北海道、中部及び九州地方環境事務所長に報告するものとする。

(11) 違反行為

① 違反行為の予防及び発見

許可に関して次に掲げる方法により違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

- 1) 関係地方公共団体等と連携して国指定鳥獣保護区内及び周辺地域の住民等に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。
- 2) 地方環境事務所等においては、国指定鳥獣保護区の区域図、官報告示の写し等を備えるとともに、関係地方公共団体に対し、国指定鳥獣保護区区域図を常に整理し、関係者の求めに応じ随時供覧できるようにしておくよう協力を依頼すること。
- 3) 巡視を励行すること。
- 4) 申請者に対し、許可処分を受ける前に行為に着手しないよう指導すること。
- 5) 法第29条第10項の規定により条件を付して許可された行為又は第30条第2項の規定により原状回復等を命ぜられた行為については、当該条件又は原状回復命令等の履行を監督すること。

② 違反行為に対する措置

許可又は通知に関して違反行為を発見したときは、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1) 違反行為の中止を勧告すること。

- 2) 違反行為に関する違反事実をできる限り正確に把握し、当該違反行為の概要、原状回復その他必要な措置に関する意見等を様式 5 により速やかに自然環境局長に報告し、その指示に従うこと。
 - 3) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。
 - 4) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合は、刑事訴訟法第 239 条及び第 241 条の規定により告発の手続を採ること。なお、告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うとともに、自然環境局長に連絡すること。
 - 5) 行為の中止を勧告した時点で、当該違反行為により災害が発生する可能性があるとして認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置が採られるよう取り計らうこと。
- ③ 違反行為に対する原状回復命令等
- 法第 30 条第 2 項の規定により原状回復等を命ずる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

(12) 損失補償

地方環境事務所長等は、法第 32 条第 1 項に規定する環境大臣に対する損失補償請求書及び損失額算定書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項及び資料からなる詳細な調書を添えて、自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長に送付するものとする。

- ① 損失補償請求の原因となった行為許可申請書及び指令書の写し
- ② 損失補償に至るまでの経緯
- ③ 請求理由及び請求額の当否に関する意見並びにこれを証する資料
- ④ その他補償額決定上参考となる事項及び資料